

議案第 5 2 号

羽生市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

羽生市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （１） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （２） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （３） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（虐待等の禁止） 第 1 3 条 （略） <u>（児童対象性暴力等の防止）</u> <u>第 1 3 条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第 3 4 条の 1 6 第 4 項において準用する法第 2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の規定により、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）そ</u>	（虐待等の禁止） 第 1 3 条 （略）

<u>の他の必要な措置を講じなければなら</u> <u>ない。</u>	
--	--

附 則

この条例は、令和８年１２月２５日から施行する。

令和８年９月７日提出

埼玉県羽生市長 斎 藤 万紀子